

番号欄【 5/13 事前意見 5/13 部会意見 7/8 事前意見 7/8 部会意見

株式会社南都興産 重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書

審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)

1. 騒音・振動

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	藤井部会長	p.163 表 7-1-20	大気質や粉じんの対策として、強風時の作業中断という項目があるが、実際に作業を中断する強風の基準というのは、現時点でどうされているのか。予測で風速何メートル以上の時には作業を中断するというようなことがあるのか。	工事では、クレーン作業等において 10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風であれば、作業を中止するなどの基準があります。しかし、粉塵による中断に関しては明確な基準がありませんので、実際の工事では風向きや強さの様子をみて判断することになります。	質問事項
2	成瀬委員	p.189 表 7-2-13	東側の住宅のところに環境保全のための遮音壁を設けると記載しているが、これはどういう遮音壁なのか。 また、事業が終わったら撤去されるのか。	事業当初の施設造成工事期間中は、掘削や残土仮置き作業が続きますので遮音・防塵を目的とした高さ 3m の万能板(鋼板塀)を設置します。造成工事が完了して廃棄物埋立が始まる段階では、地元の要望に対応するため万能板は撤去し、現状のネットフェンスで復旧する予定です。	質問事項
3	成瀬委員	p.188	遮音壁の説明について、文章だけでは一般の人には分かりにくいので、図を使って説明する等、より詳しく補足していただきたい。	遮音壁の高さ、設置延長、正面図及び側面図を準備書 p188 の図 7-2-5 に追記します。	図表追記

2. 悪臭

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	樋口委員	p.219	直接的な調査もされており、今回の環境保全措置と評価で特に問題ないと思われる。ただし、悪臭は突発的に出てきてしまう可能性もあるので、臨機応変に対応していただきたい。	悪臭が発生しやすい夏季は風向等の気象状況に留意し、悪臭の影響が考えられる場合は、即日覆土を行います。また、突発的な悪臭が頻繁に生じるような場合は、作業の一時中断や防臭剤散布を行うなど状況に応じて臨機応変に対応します。	確認事項
2	山田委員	p.217	現場を見せていただいたときに、汚泥を他の廃棄物と攪拌されていたが、投入直後よりも攪拌しているときの臭いのほうが大きいのではないかと。投入直後は測定をされているが、攪拌時も確認していただきたい。	下水汚泥を投入後、攪拌している時の悪臭を確認するための調査を実施します。調査内容は、準備書 p211 に記載の調査と同様に、夏場の悪臭が発生しやすい条件において、直近地点及び風下地点で臭気指数の調査を実施します。	埋立地近傍での悪臭について、埋立地に汚泥を投入した直後に発生する悪臭の調査を実施しているが、汚泥とその他の廃棄物を攪拌する際に発生する悪臭についても、夏場の悪臭が発生しやすい条件下において、直近地点及び風下地点で臭気指数の調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。

3. 水質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	藤井部会長	p. 226 7-5-2(2)	周辺河川の水質の現況調査において、曾我川 No. 1 の pH が春季で環境基準を超えているが、これは河川の水量が少ないときや、藻類が発生するようときに測ったのか。調査したときの状況について教えてほしい。	曾我川 No. 1 地点は、流量が少ない、幅 2m 程度のコンクリート三面護岸の水路で、河床には砂が堆積しています。春季採水時 (H26. 5) の水深は数センチと浅く、流量は準備書 p226 図 7-5-2(1) のとおり、他の時期と比較して最も少ない状況でした。採取地点には藻類はほとんどありませんでしたが、採取地点の上流は河床に藻類が多くみられました。DO が 9.8mg/l (19.9°C) と過飽和になっていたことから、光合成作用により河川水中の炭酸ガスが消費され、pH が一時的に上昇したものと考えられます。	質問事項

4. 地形・地質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	高田委員	p. 54 図 4-1-9	図 4-1-9 の重要な地形・地質に日本で最も有名な中央構造線が記載されていないのはおかしい。図 4-1-9 に中央構造線を追加していただきたい。 p. 268 と p. 437 にも同じ図があるのでこちらも修正をお願いしたい。	p 54 の図 4-1-9、p 268、p 437 に重要な地形・地質として中央構造線を記載します。	語句追記

5. 動物・植物・生態系

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	前迫委員	p. 318 p. 327	現在、事業対象区域にナルトサワギクやシナダレスズメガヤなどの外来種が入っているため、緑化には在来種を使用することだが、現在の外来種が入り込んだ経緯についてお聞きしたい。	ナルトサワギクは造成裸地に生育しており、客土や緑化を行っていない場所のため、周辺から侵入したものと推察します。 シナダレスズメガヤは過去の埋め立て地に生育しており、緑化を行った経緯はありませんが、客土に混入した種子又は周辺から侵入した種子により繁殖したものと推察します。	質問事項
2	前迫委員	p. 336 図 7-9-5	生態系のところでイタチ属が入っているが、イタチ属の中にはチョウセンイタチなどの外来種もいる。また、対象事業実施区域周辺でイタチ属の在来種となるとニホンイタチぐらいしかない。ここにイタチ属と記載するならば、例えば「イタチ属（在来種）」と括弧書きで記載するなどした方が、誤解がないのではないのか。	ご指摘のとおり、評価書ではイタチ属を上位種から削除します。 現地調査では、テン、キツネ、タヌキが確認されています。タヌキについては、テン、キツネと比べると甲虫の幼虫やミミズ等の土壌動物の採食量が多いと考えられることから、テン、キツネを上位種として選定します。	生態系の上位性の注目種について、イタチ属を選定しているが、現況調査で在来種であると確認ができていないのであれば、注目種として選定すべきではなく、生態系の保全の観点から在来種を注目種として選定し、生態系への影響の低減を図る環境保全措置を講ずること。
3	前田委員		対象事業実施区域周辺にはチョウセンイタチしかおらず在来種は存在しない。イタチ属は記載せず、新たな上位種として「テン・キツネ・タヌキ」などが確認されていれば、それを記載してはどうか。		

4	前迫委員	p. 304	動物の環境保全措置のところ、クチキコオロギやカヤネズミの移植と記載している。動物の移植というのは非常に難しいと思われるが、過去に成功事例があるなど何か勝算があって記載しているのか。	クチキコオロギやカヤネズミについて、確立された移植方法はありませんが、改変する直前に調査を行ってこれらの種の個体や巣等が確認された場合、その個体を放置し、潰してしまうのではなく、改変区域外に生息場所となる朽ち木や巣を移動、保護するという観点で記載しています。	質問事項
5	前迫委員	p. 304 表 7-7-34	クチキコオロギの朽ち木を移植することと、カヤネズミの巣を移植することについて、それぞれ分けて、もう少し丁寧に保全措置を記載して頂きたい。	クチキコオロギについては、生息場所となる朽ち木を区域外の落葉広葉樹林に移動することを記載します。 カヤネズミについては、対象事業実施区域東側の草地で球巣1個を確認しています。ファイバースコープ等により球巣内の個体の有無を確認するための調査を複数回実施し、個体が確認できた場合は球巣及び個体を区域外のススキ草地に移動します。	事業実施区域内で確認されたカヤネズミとクチキコオロギについて、事業実施区域周辺においても生息状況を調査した上で、その状況に応じて巣や朽ち木を移植する等、必要となる環境保全措置を評価書に記載すること。
6	前田委員 前迫委員	p. 304 表 7-7-34	クチキコオロギとカヤネズミについて、事業実施区域周辺で確認することができれば、移植する必要はないと思われる。周辺を調査されてはどうか。	クチキコオロギとカヤネズミについて、事業実施区域周辺の生息状況を調査します。調査時期は夏季とし、クチキコオロギは落葉広葉樹林における個体及び鳴き声の確認調査、カヤネズミについてはススキ草地等における球巣の確認調査を行います。	
7	前迫委員	p. 318	ナルトサワギクとシナダレスズメガヤについて、現状もあるということか。また、現状もあるならば、これからも維持されるのか。緑化計画の中で、他のものに置き換えるといった計画は持たれていないのか。	ナルトサワギクとシナダレスズメガヤは、現状で事業実施区域に生育しています。事業実施区域内については、改変を行い、新たに種子吹付又は植樹を行うため、他の植生に置き換わることになります。	質問事項
8	前迫委員	p. 25 図 2-5-5	掘削土仮置き部中央部に種子吹きつけを行うとのことだが、この種子吹きつけに芝を入れなかったのはなぜか。	掘削土仮置き部中央部の種子吹きつけは「土砂の安定化」及び「景観対策」を目的として実施します。草本種と芝を混入して吹付をした場合、草本種が優占し、芝が生育しないと考えられるため、芝を使用しない計画としました。	質問事項

6. 景観

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	景観・自然環境課	p. 62 図 4-1-12 p. 110 図 4-2-7	天神山富之里環境保全地区の区域に誤りがあるので修正をお願いします。 	天神山富之里環境保全地区の区域については、「奈良県自然公園等区域図(1/150,000)」を拡大して作成しています。景観・自然環境課より提示いただいた詳細図をもとに修正いたします。	語句修正

2	前迫委員	p. 25 表 2-2-5	緑化計画の中で、ススキとかイタドリと一緒に播種すると記載しているが、間違いなくススキが一人勝ちしてしまう。ある程度どういう群落にしたいかを想定して緑化計画を記載してほしい。緑化計画のコンセプトをお聞きしたい。	<p>別添資料 1 のとおり、一時的な緑化を行う掘削土仮置部については種子吹付を行います。周辺への防音、防塵対策が必要となる掘削土仮置部外周部及び埋立地外周部については常緑広葉樹を植栽し、生物多様性の向上が必要な掘削土仮置部中央部及び埋立地中央部については落葉広葉樹を植栽します。【別添資料 1】</p> <p>なお、掘削土仮置部の緑化の手順は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置きの進捗に伴い外周法面を植樹（準備書 p11 施工ステップⅡ） ・掘削完了後、上記法面以外の仮置部全域に種子吹付（準備書 p12 施工ステップⅢ） ・準備書 p14 の施工ステップⅤから p15 の施工ステップⅥまでの埋立は長期間となります。この期間に仮置土砂を EL=240m から 230m まで 10m 分利用します。緑化は、230m レベルの平坦面ができた部分から植樹をして、全体が 230m レベルに下がった段階では埋立部も含めて全体の植樹を完了させます。 	<p>緑化計画について、景観への影響に配慮し、掘削土仮置部の外周部・中央部、埋立地の外周部・中央部の 4 区分で植栽を評価書に記載すること。</p>
3	久委員	p. 378	<p>評価のところ、「現況と比較して違和感がない」という表現は主観的なので違和感がある。</p> <p>中遠景では眺望として見えないこと、近景では緑化で周辺景観に馴染ませていること、という 2 点から景観的影響が低減されているというようなシンプルな評価でいいと思われる。</p>	<p>中遠景からはほとんど見えないこと、近景では緑化により周辺景観との調和を図っていること、という観点から景観の評価を行います。</p>	確認事項

7. 文化財

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	文化財保存課	p. 455 表 9-12	埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、準備書に記載されているとおり、事前に御所市教育委員会と協議されるようお願いいたします。	準備書に記載のとおり、事前に御所市教育委員会と協議いたします。	確認事項